

漢文訓読と終助詞「かし」の問題

春日, 和男

<https://doi.org/10.15017/12180>

出版情報 : 語文研究. 31/32, pp.15-25, 1971-10-31. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



漢文訓読と終助詞「かし」の問題

春日 和男

—

終助詞「かし」は、一般に漢文訓読に用ゐられることのない語であるといはれる。それは、平安朝以後にあらはれ、主として和文と訓語文の性格を特色づける一つの鍵ことばともなるべきものと考へられてゐる。しかるに金光明最勝王經古点では、「可」字に対してシの送り仮名を付し、ベシではなくて、カシと訓ませたと思はれる例が僅かながら指摘されてゐる。すでに西大寺本平安初期点において注意されてゐるやうに、

「於」牀の辺には一つの香の篋を置きて、天の暁に至らむ毎に、其の篋の中に所求の物獲たりヤと観ヨ可し。(卷六・一一ノ一六)

「於」月の八日マで或は十五日マでにスベシ可し。(卷六・一一三ノ五)

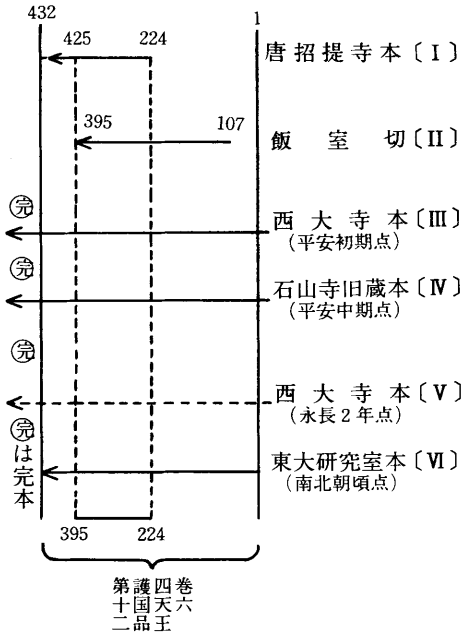
の二例がそれであるが、いづれも卷六に集中的にあらはれる。もしこれを確例として認めるならば、それは、ただに漢文訓読のみならず、終助詞「かし」の最古の形として注目すべき存在と

なるのであるが、その説明では、

これらはシを送つてあるのみで、別に仮名づけはないが、ベシとは読まれないのであつて、カシと読むのが最も妥当である。²⁾

といふやうに極めて無造作になされてゐて、わたくし自身も、当初は多少の疑義を挿んだことであつた。そこで、このやうな、カシの所在について、少しく吟味を行なはうと思ふのであるが、みぎの二例、いづれも卷六に出てゐるので、まづ最勝王經卷六を比較訓読的に処理することをもつて考察の方法としてみようと思ふ。

ところで、金光明最勝王經卷六は、大正藏經で四三二行(卷末音注まで)からなるが、そのうち知る限りでは、六種の点本(いづれも何等かの形で公表されたもの)について、比較できる部分があつて、かなり諸本が賑かに重なつてゐる巻でもあり、四天王護国品第十二がそのままで一卷を占めてゐる。いまそれらの六種の点本を掲げて表示すれば、次のやうになる。



みぎのごとくⅠからⅥまで、大体年代順に排列して見たが、ⅠからⅢまでの前後関係はかならずしも明確とはいひ難い。唐招提寺本Ⅰは二二四行目から四二五行目までの断簡であり、飯室切は、金光明最勝王経注釈Ⅱのことであつて、玻璃版となつて一部が公刊され、一〇七行目から三九五行目までを見ることができさる。

以下完本として西大寺本平安初期点Ⅲ、石山寺旧蔵平安中期白点Ⅳ、それに西大寺本平安初期点にはぼ重複して施点された永長二年朱点があり、これら二本三施点は、もちろん全巻について見通せることいふまでもない。但し永長点は、施点が均等ではなく、処々欠点を見るので、いきほひ平安初期点などを参考に、

補語を加へねばならぬので、利用範囲はごく一部に限られ、この施点による正確な訓を抽出することの困難な面もあることは、周知の通りである。従つて右表では点線を以つて示しておいた。

東大研究室本は、今春調査の機を得たが、巻六の全部にわたつて返点および付訓を施されてあつて、これは以上の諸点から見ると、比較的新しいものである。以上で判明することは、比較訓読上これらの諸本が共有してゐる部分は、唐招提寺本断簡の始まり二二四行目「帝釈復説種種諸論」から飯室切巻六における最終部三九五行目「国土豊樂」の間であつて、約一七一行程の部分となるが、実際は、その間に陀羅尼などが挿入されてゐるから、行数は更に減ずる。つまり正味一五〇行に満たぬ個所が現存する金光明最勝王経古点における諸本のもつとも重複した賑やかな部分であつて、比較訓読においても最も目覚ましいところといふことになる。

さて比較訓読を行なふためには、訓読の系統が判明してゐることが何よりも望ましいのであるが、目下のところ、それは漢籍の訓読伝授のやうな明確な線がでてゐない。いづれは東大寺、興福寺、元興寺等に伝はつた南都系の訓読であらうけれども、その詳細な授受の系統はなほ不明といふほかなかく、西大寺本における平安初期点と永長点の関係が多少ともその間の事情を語るかに思はれるが、これとても永長点の実情では種々なる問題が残されてゐる。ただ念の為、要点のみを列挙すれば、次のやうになる。

Ⅰ 唐招提寺本 第三群点（東南院乃至三論宗点） 東大寺系
Ⅱ 飯室切 第一群点（成実論天長五年点その他） 南都系

- (III) 西大寺本平安初期点 第二群点(喜多院点) 元興寺(法相宗)系
- (IV) 石山寺旧藏本平安中期点 第三群点(三論宗点) 東大寺乃至真言宗系
- (V) 西大寺本永長二年点 (III)に同じい。
- (VI) 東大研究室本 返点およびカナ点のみ(道明寺 大明庵)

二

以上、比較訓読の対象たる六本の概略を述べたのであるが、それらが共有する先述の部分(二二四行目―三九五行目)について、それぞれの施点が示す訓読の実例を比較的に示すことにする。ただし、漢文の訓読は、同一の漢字面に対して行なはれるものであるから、その返読の仕方、あるいは読字の順序はさまざま著しく異なるものがあらはれないのが普通である。巻六における該箇所も同様であつて、その多くは大同小異である。むしろ小異とは、漢字訓の上にはあらはれる語彙的相違といふことになるであらう。例へば、任意に摘出して、

今時世尊復告四天王汝等四王及餘眷屬
無量百千俱胝那庾多諸天大衆見彼人王
若能至心聽是經典供養恭敬尊重讚歎者
亦當擁護除其衰患能令汝等亦受安樂

(二五二—二五四行)

についてその訳読文を比較すると

(I) 今時世尊復四天王に告ぐ汝等及余眷屬無量百千俱胝那庾多の諸の天大衆い、彼の人王の若能く至れる心をもちて、是心

の經典を聴き供養し恭敬し尊重し讚歎(せむ)を見ては(者)當に擁護(し)て其の衰患を除す。能く汝等に亦安樂を受け令(む)るをもちてなり。

(II) 今時世尊復四天王に告(げ)たまふ汝等四王及餘の眷屬無量百千俱胝那庾多の諸天大衆、彼の人王の若能く心を至(し)て、經典を聴(き)たまつりて、供養恭敬尊重し讚歎したてまつらむ者を見ては、當に擁護して其が衰患を除(す)べし(慮)。能く汝等をして安樂をのみ受(け)令むるをもちてなり。

(III) 今時世尊復告四天王、汝等四王及餘の眷屬、無量百千俱胝那庾多の諸の天大衆い、後の人王の若能く心を至(し)て是の經典を聴キ、供養し恭敬し尊重し讚歎(せ)むを見ては(者)、當に擁護して其の衰患を除す。能く汝等に亦安樂を受ケ令(め)むをモチテなり。

(IV) 今時世尊復四天王に告(ぐ)、汝等四王及餘の眷屬無量百千俱胝那庾多の諸天大衆、彼の人王の若能く心を至(し)て是の經典を聴き供養し恭敬し尊重し讚歎せむ者を見ては擁護して其の衰患を除す。能(く)汝等(を)し(て)亦安樂を受(け)令(め)むとなり。

(V) 及び VI 省略

のごとく大同であり、小異といへば「心を至(し)て」(II)・(III)・(IV)に対して「至れる心」(I)、「者」字をヒトまたはモノとして訓読する(II)・(III)・(IV)のに対して、置字とする(II)・(III)。「當」字を不説にする(IV)のに対して、マサニと訓読する(II)・(III)。「慮」字を置字とする(II)のに対して、ベ

シと訓読する。補読の「モチテなり」(I)・(II)・(III)に対して「となり」(IV)のごときものが挙げられるが、訓読漢字の順序は、余り異なることがない。

このやうな個所とは別に、次の例は漢字訓読の順序に多少の異なるの見られるものである。

世尊我今為彼貧窮囚厄苦惱

衆生説此神呪令獲大利皆得富樂自在無

患乃至盡形我當擁護隨逐是人為除災厄

亦復令此持金光明王最勝王經流通之者及

持呪人於百歩内光明照觸(三六〇—三六四)

(I) 世尊我レ今彼の貧窮と困厄と苦惱との衆生の為に此神呪

の大利(を)獲令メ、皆富樂を得シメ、自在にして患無ク

アラシメタマフ(を)説(き)つ。乃至盡形までニ我レ當

に擁護して、是の人に隨逐して災厄を除セシメム為に、亦

復此の金光明最勝王經持(ち)て流通セム(之)者及持呪

の人を(於)百歩の内に光明照觸セシメム(令)。

(II) 世尊我レ今彼の貧窮と困厄と苦惱との衆生の為に此の神

呪の大利を獲令(め)皆富樂を得しめ、自在にして患無(ク)

アラシメたまふを説(き)つ。乃至盡形マでに我當に是の

人に隨逐して災厄を除せむが為に、亦復此の金光明最勝王

經を持(し)て流通せむ(之)者及呪を持せむ人をして(於

百歩の内に金光明照觸(せ)しめむ(令)。

(III) 世尊我レ今彼の貧窮と困厄と苦惱との衆生の為に此の神

呪の大利を獲、皆富樂と自在と無患とを得令むルを説ク。
乃至盡形マでに、我レ當に擁護せむ。是の人に隨逐して災

厄を除(せ)む為に、亦復此の金光明最勝王經を持(し)て流通(せ)む(之)者及持呪の人を(於)百歩の内に光明照觸セ令(め)む。

(IV) 世尊我今彼の貧窮困厄苦惱の衆生の為に此の神呪を説く

大利を獲令めむ。皆富樂を得て自在にして患(無)けむ。

乃至形を盡すまでに我擁護して是の人に隨逐して、為に災

厄(を)除く當し。亦復此の持金光明最勝王經、流通(せ

む)者及持呪の人を(於)百歩の内に光明照觸セシメむ(令

め)む。

(V) ……衆生の為に此の神呪(を)説く。大利を獲、皆富樂を

得て、自在にして患無(か)ラ令(め)む。乃至……流通

せむ者及持呪の人とを(於)百歩の内に光明照觸(せ)令

め)む。

(VI) は省略

以上の訓読文を大きく分けると、(I)・(II)・(III)にあっては、「説」字を後廻しにして、「無患(ウレヘナク)」「返読する訓法をとるのであるが、これに対し(IV)・(V)は、「神呪」で返読する訓法をとり、前三本、即ち唐招提寺本、飯室切、西大寺本平安初期点が二文構成でまだ切れないのに、後二本、特に石山本は、四文構成で一往切れてゐるといふ小刻みな訓法を示してゐることを知る。また「當」字に対して、前三本がいづれもマサニと読んでゐるのに対して、石山本は単独にベシと読んだと思はれる形跡がある。それは前掲(二五四行目)の「當」字をマサニと読むことを避けて不読にしたのと思ひ合はせて、特色ある処置であると思ふのであるが、詳細は後に再説する。

また「者」字を前三本でヒトと読んで、石山本ではモノ(牛)となつてゐることなど、訓読史上の現象とも見られるが、実は石山本はヒト・モノの混用であつて、「者」字に対してモノの付訓が見えるものと、一方では、ヲコト点(右側中の点ノ)を入れて示した。

又此の咒を持せむ者のは(巻六、二七一行)

のごとき例もあり、更には、

持咒の者に語かた(リ)て曰ク……(同、三〇九行)

のごとく、「人也」の傍注を付したものは、やはりヒトと読むべきであらう。しかし傍注をせねばならぬことは、一方ではモノの訓が優勢であつたことを物語るものであるとも見られるともあれここでは余り大きな問題とはなり得ない。

また「令」字に対して、直接に施訓するか、否かも西大寺本以下の新しい訓法との差を示すものかも知れない。ともかくI・II・IIIは明らかにIVから切り放すべき訓法を示し、前者はかなり共通面を持つてゐることがわかる。

以上巻六における二個所の訓法を比較訓読の立場から眺めて漢字を追ふ順序の上から一致するものと不一致のものを掲げ、かつ語彙的相異に言及したが、少なくとも両者を統合して、みにぎに述べた相違があること、特に石山本はその点が顕著であることを知るものである。

三

終助詞「かし」の論に戻れば、既述のごとく、西大寺本平安初期点(III)に見える「かし」の例は、いづれも巻六であつて、

それも当該六本共通部分(二二四——三九五行)の中に、極めて隣接して出てゐることが注意される。今二例について、本文に送り仮名、返点(筆者が特に付す)を付して示せば次のやうになる。

(A) 富に須に独り處して淨室に焼て香を而臥る可丁於於牀

辺には置て一の香の篋を毎に至らむ天の曉に觀其の篋の中に獲

たりやと所求の物を(三二〇——三二一行 最研乾一一五P)

(I) 当に独り淨室に処し香を焼(き)て(而)臥る須シ。牀

の辺には一の香の篋を置ク可シと、毎に天曉に至(り)て

其の篋の中を觀よ。所求の物を獲(る)ナラむゾ。

(II) 当に独り淨室(に)處(し)て香を焼(き)て(而)臥

(る)ベシ(可)。天曉に至(らむ)毎(に)其の篋中に所求の

物獲むと觀ヨ。

(IV) 当須独処の淨室に香を焼(き)て而も臥(し)て(於)

牀の辺に一の香の篋を置ク可シ。天曉に至らむ毎に其の篋

の中を觀よ。所求の物を獲てむ。

省略

(VI)(V) 当ニ須ク独リ淨室ニ處シテ香ヲ焼(キ)テ臥セルベシ

(「当」再読) 牀ノ辺に於(キ)テ一ノ香篋ヲ置ク可シ。

天曉ニ至ル毎ニ其ノ篋中ヲ觀テ求ムル所ノ物ヲ獲ヨ。

(B) 世尊若持(せ)む呪時に欲(は)ば得むと見ルこと我が自身現す

るを者、可ニ(於)月の八日マで或は十五日マでにスベシ於白暈の

上に画ケ仏の形像を当に用て木の膠を雜に彩(し)ク莊り飾へ

(三二四——三二六行、最研一一六P)

〔I〕世尊若呪を持せむ時に我が自身現ずるコトを見(る)こと得むと欲はば(者)、〔於〕月の八日まで或は十五日まで〔於〕白畳の上に仏形像を画べし〔可〕。当に木膠を用ゐて雑に彩(し)ク莊飾せよ。

〔II〕月(の)八日或(は)十五日に白畳の上に仏の形像を画(き)たてまつるべし〔可〕。当に木膠を用ひて雑の彩を莊飾すべし

〔IV〕後に掲示するため省略。

〔V〕月八日或は十五日〔於〕白畳上(に)仏(の)形像(を)画ク可(し)。当(に)木膠を用ひ雑の彩を莊飾(す)べし。

〔VI〕月ノ八日或ハ十五日ニ〔於〕白畳ノ上ニ仏ノ形像ヲ画ク可シ。当ニ木膠ヲ用テ雑ヘ彩ヘテ莊飾ス当シ(返読)。

他の本の訓読を傍記しておいたが、少なくともこれらは〔III〕の特色ある訓読例となる。特に前例(三一〇―三一一行)では返点が原文にもあつて、

可^三於林辺置一香篋每至天晚觀^二其篋中獲^三所求物。

のごとく傍記してあるので「観ヨ可シ」の訓は、確実性があると思われる。いふまでもなくすべて「可」字に生じてゐることになり、他本では、そこがベシと訓まれてゐるからとて「観ヨベシ」ではいかにしても語の接続がよくない。「観ヨカシ」として「可シ」をカシに変へることがこの際合理的といはねばならぬ。まことにベシ(終止形)とカシは紙一重の表裏をなすといつてよい。

しかし、「可」字に対してカシの訓をあてがふことについて、

次のやうな疑義も生ずる。その第一は、「可」の字音をそのままに利用した変則な訓法が果たして当を得たものであるかどうか。現に「可」字に対しカシといふ仮名点はいづれの場合にも見えてゐない。第二は、これ等の箇所は次のやうにも解釈できまいか。即ち、命令形およびそれに準ずる訓は、一旦そのままそこで切れて別訓を示し、本来の、ベシ(可)と訓むものと並列して置かれたものとも考へられる。つまり、(A)の例でいへば、「……所求の物獲たりヤト観べし〔可〕。」と「……所求の物獲たりヤト観ヨ〔可〕」の両訓を示すものと解してはいかがであらう。

しかし、ここに注意すべきは、西大寺本古点と比較してかなり訓法上の異なりを示す石山本においても、同様の例が、此の六本共通個所に二例見られるのであつて、石山本においても、それが他に用例を見ないとすると、右に述べた二訓を示すといふ見解もかなり独断なものではないかといへてくる。前に準じて例示すれば、

(C) 我父即(可)報言^一。我^レ為^下供養^二。三宝^一事^上須^二財物を願^三當^三施與^二三〇三―三〇四行最研本文一―五P)

〔I〕即報(へ)て言(ふ)可シ。「我レ三宝を供養(シ)タテマツル事の為に財物を須(ゐる)べし。願フ當に施与(せよ)トいへ。

〔II〕即報(へ)て言(ふ)べし〔可〕。……願フ當に施与(シ)たまふ(べ)し」といへ。

〔III〕即報(へ)て言ふ可シ。「我レ三宝を供養する事に財物を

須(ぬ)むとす〔為〕。願フ当に施与セヨ」といへ。
例文(C)に同じ。

(V)〔IV〕
即報(へ)て言(ふ)可(し)……當(に)施与(せよ)
といへ。

(VI) 即チ報ヘテ言フ可シ。我レ三宝ヲ供養シタテマツル事ノ
財物ヲ須キル為ニ願(ハ)クハ當ニ施与ス當シ(再読)。
みぎの比較訓読では、〔I〕・〔V〕はその訓法が明らかでないが、他
は「言ヘカシ(可)」が「言フベシ(可)」となつてゐることが
知られる。しかも、ここもまた「可」字の上にそのやうな訓
が予想されるといふことである。

しかるに、更に奇妙なことは、さきに(B)に抄出した、西大寺
本平安初期点の三二五行目と全く同一の「可」字にも石山本で
はカシと読まれるべき例があらはれる。即ち
(D) 世尊若し持^たレ呪^を時^に欲^はレ得^はレ見^る我^が自身^を現^ずる^{こと}を
〔者〕、可三〔於〕月の八日或は十五日に〔於〕白疊の上にして
画^けの^形像^を當^に用^ひて^木の^膠を^雜彩^を莊^を飾^せよ。

とあつて、いよいよ「可」字にカシが宿り得る可能性が濃厚に
なる。しかも、それは「動詞命令形(またはそれに準ずる語)十
カシ」の形であらはれる。もともと終助詞「かし」の接続例は
平安時代の和文例に徴しても、動詞の終止形を承接することが
最も多いことは知られてゐるのであるが、関係接続例を二三拾
つてみると、

「いとをかしきことかな。よみてんや。よみつべくは、は
やいへかし」といふ。(土左日記一月七日)

世のかためとなるべきも、まことのうつつはものとなるべきを

よりいざさむには、かたかるべしかし。(源氏物語 帚木)
すき給はざらんも情なくさうくしかるべしかし。(同 夕
顔)

もの前渡るほどはいみじくそひたちたらん人の心さわざぬべ
しかし。(枕草子 内裏は五節)

のごとくである。後の三例は、いづれも「べしかし」の例で、
この場合意味が推量である点、訓点の場合と違ふのであるが、
接続形態は同じであり、その形は不自然なものではない。

以上のごとく比較訓読的に観察すると、訓読文には、極めて
稀れに、新しい終助詞「かし」があらはれることがあつたと考
へてよいのではなからうか。金光明最勝王經の古点で巻六の限
られた所に、しかもその一つは同一の「可」字に対して一致し
て用ゐられてゐるといふことは、少なくとも前に掲げた疑問点
をある程度薄れさせるに足るものではないかと思ふ。

四

漢文訓読に用ゐられる終助詞「かし」は、助動詞「べし」が
多少ともそのやうな傾向を帯びてゐるのと同然に、呼応関係を
持つ可能性がある。例へば、石山本(C)の訓読文が

即(ち)報じて言へ可し……願ふ施與す當し」といへ。

とあるやうに、「動詞命令形十カシ……(同一)動詞命令形」
の呼応である。これを〔II〕(飯室切) および〔III〕(西大寺本平安初
期点)に比較してみると、「言ふ可し……といへ。」であつて、
「動詞終止形十ベシ……(同一)動詞命令形」といふ呼応関係
が帰納でき、いづれの場合も「可」字をカシまたはベシに早い

所でまづ返読してしまふために、新たに先行動詞と同じ動詞の命令形をもって、補読しないと文が完結しないことになるのである。そのことは、(B)の訓読文

月の八日マで或は十五日マでにスベシ可し。……仏の形像を画ケ。当に本の膠を用(る)て雑に彩(し)ク莊り飾へ。

が(I)(唐招提寺)で

仏形像を画クベシ〔可〕。当に木膠を用(る)て雑に彩(し)ク莊り飾せよ。

とあり、その他にも(II)・(V)・(VI)が「ベシ……ベシ」の呼応を示すのと同然であらう。それを多少意味的に説明すれば、後続の命令形は、先行の命令内容を更に詳細明確、あるいはより具体的に敷衍する結果となるのである。

但し、(A)はそのやうな点でいささか構文が異なり、「所求の物獲たりヤト観ヨ可し。」で終つてゐて、呼応関係が崩れて、むしろ和文的構文に近くなつてゐる。もしこれを漢文訓読的カシの用法に改めやうとなると、

林の辺には一つの香の篋を置きて天の暁に至らむ毎に観よ可し。「其の篋の中に所求の物獲たりや」とミヨ。

とでもあるべきところであらう。

西大寺本平安初期点(B)と石山寺旧藏平安中期点(D)は、既説のやうに同じ「可」の字面の上にカシの訓が行なはれたと見られる例であるが、(B)の場合「スベシカシ……画ケ」で相応じ、内容的には全くスベシカシの具体例として「白疊の上に仏の形像を画く」ことが要求されてゐる。しかるに(D)の場合は、構文上「仏の形像を画けかし」となつてゐて、一見それに呼応するも

のがないやうな感を与へるのである。これは、更に下位にある「……雑彩莊り飾せよ」が呼応関係をなすと解釈できまいか。そして、それが「仏の形像を画く」ことの更に具体的な指示となつてゐることも注意されてよい。それは畢竟(B)の場合でも「画ケ」の更に具体的指示として「木の膠を用(る)て、雑に彩(し)ク莊り飾ふ」ことが、要求されてゐるのと全く同じである。さて(D)における、この部分は、当に……雑彩莊り飾せよ。であつて、「マサニ……セヨ」の呼応形式をとつてゐる。ここに「画け可し。当に……雑彩莊り飾せよ。」といふ構文について吟味する必要がある。現に(I)(唐招提寺本)「……ベシ。マサニ……セヨ」であり、(II)(飯室切)・(V)(永長点)・(VI)(東大研究室本)が「……ベシ。マサニ……スベシ」の呼応になつてゐる。(I)は(III)(平安初期点)に同じく、「マサニ……セヨ」の訓法が与へられてゐる。それ故に、(D)(石山本)は〔I・III〕のやうな、古訓例を踏襲したともいへさうである。実は石山本の「マサニ……セヨ」の例は、他の個所ではさまで多くなく、

當に一心にして聴け。(當に心を一にて聴ケ。)(卷一)

當(に)白き線を以て之を七遍呪せよ。(當に白き線を以て之を七遍呪セヨ。)(卷六)當に我等をシテ此(の)電趣を離れて永(く)慳貪を捨て令めたまへ。(當に我等に此の龍趣を離レ、永く慳貪を捨て令(め)たまへ)(卷七)

當に歡喜の心を生じ、掌を合せて我が説を聴け。(卷八)の四例を摘出し得たが、それ等は、下の括弧内に示した〔III〕の訓読例とはほ一致するのである。

「當」字の訓法については、すでに諸家に説があるが、いま

石山寺旧藏本におけるそれを、用例を一つづつ挙げながら、類
別概観してみることにする。

一、ベシの訓を有するもの

1、マサニ……ベシ(再読)

イ 「當」字の左側中・(ニの点)、右側下(シの点)

のヲコト点を施し、返点を付して再読する。 五例

當に城邑聚落の(之)所に行(き)て、諸衆生の諸々の

疾病を救ひて、(於)長夜に安樂を受くること得令む當し。

(當に……得令め(む)とオモフ。(卷九) 二三 四

ロ、ヲコト点は右に準ずるも、返点なき再読。二十四例

汝當に修学す當し。(汝當に修学セヨ) (卷四)

2、ベシ (マサニを置かず、単独にベシと読む)

イ 「當」字の右側下に(シ)のヲコト点のみを施す。

二十三例

皆一心にして彼の人王と共に善知識と為る當し。(皆

當に……為(らむ) (卷六)

ロ、「當」字右側上にレ(ベシ)のヲコト点のみを施す。

六例

虔敬渴仰の(之)心を起す當し」とまうす。(當に……

起(し)たてまつらむとオモフベし。 (卷六)

3、ベカラ (「當」字の左側上隅に(カ)右側中(ラ)

のヲコト点を有す。一例

如来の弁を得ぬ當から令めたまへ。(當に……得令メ

たまへ。 (八卷)

4、ベクトモ (仮名点)

我(れ) (於)無余涅槃(に)入る常(當) (我レ當
に……入(り)ヌとも) (卷三)

二、マサニの訓のみを示したと思はれるもの。(「當」字右側中

(ニ)のみを有する。 一七例

當に無量の功德の(之)聚を恒河沙の如き三千大世界

に所有(る)衆生を得(當に……得む。 (卷三)

その他前掲「マサニ……セヨ」の例などを含む。

右の類別によって、石山本の「當」字には「マサニ……ベシ」の

再読法も優勢であるが、それにもまして注意すべきは、単独に

ベシと読まれる例(一、二、イ、ロ)が異常に多いことである。これ

は、平安中末期頃に見られる一種の和化した漢文訓読法とでも

いふべきではないかと思ふ。したがって石山寺旧藏平安中期点

では、必ずしも「マサニ……ベシ」だけが優勢であるとはいへ

ないのである。

かくて、二、の「マサニの訓のみを示したと思はれるもの」の

中でも、「マサニ……セヨ」の形は、石山寺本ではかなり特殊

な訓法を示すことになる。(D)の場合の「當に木の膠を用ゐて雑

彩莊飾セヨ」が、同本訓読法における特殊形であるとすれば、

先行の「画ケ可シ」に應ずる命令形の露出したものとも解され、

ここにも、一種の訓読上の妙味が、伺へるやうな気がする。

五

訓読文における終助詞「かし」について、以上のことをま
めると、次のやうになる。

一、「可」字の訓として発生したらしい。その他の漢字訓、ま

たは補読語彙としては、あらはれない。

二、金光明最勝王經古点では、巻六の部分に集中的にあらはれる。

三、西大寺本平安初期点、石山寺旧藏本平安中期点のいづれにもいへることであるが、その中の一例は、同一個所(三二五行目)の「可」字に対する訓読として共通する。

四、前後の語における接続は、語法的に正しく、和文の場合と対照しても極めて自然である。

五、漢文訓読の場合は、「かし」を中心に、動詞命令形を後続させる呼応関係が著しい。

以上の五点は、漢文訓読に稀有な終助詞「かし」の所在を裏付けるものであるが、これに対する反論としては、

1、「可」字をカシと付訓した例がない。

2、よしんば、「可」字をその音価を利用してカシと訓んだにせよ、余りに変則的訓法である。

3、一訓または別訓を併記したものともし解される。

などが考へられるが、肯定論における集中度といふ点(二および三)をもつても、抗すべくもないものと思ふ。但し集中度といつても、用例僅かにそれぞれに二個所といふことは訓読文における劣勢を覆ふべくもない。

結局、動詞命令形で終る命令文は、訓読文の場合、専用漢字がなくとも構成し得るもので、例へば助動詞「ベシ」における、「可、當、応、須、宣」等の文字訓として与へられるものとは別次元である。恐らく終助詞「かし」は、動詞命令形が重なる訓語体の中で、字訓から生ずるベシ(可)といふ形を避けて、動

詞命令形に統一する為に起つたものであらう。その誘因としては「可」字を不読文としてゐる古訓読の様式(例へば飯室切など)、から「可」字にベシの訓が固定される際、過渡的現象として極めて変則的に寄生したものでなかつたか、それが平安朝の和文臭の多少感じられる訓読文の中に僅かに残されたものではなかつたか、やや想像に流れた結論ではあり、なほ精査すべき問題点を残してはゐるが、だいたい以上のやうに考へるものである。かくして、西大寺本金光明最勝王經平安初期点と石山寺旧藏本金光明最勝王經平安中期点とは、もとより時代は隔つてゐて、訓読上の出入はあるにしても、なほ何等かの関連を有する節があつたのではないかと思ふのである。

(一九七一・七・一四)

註(1) 築島裕氏著「平安時代漢文訓読につきての研究」(三二七P 八五

八P)

(2) 春日政治著「西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究」(坤四

二P)

(3) 遠藤嘉基氏 西大寺本金光明最勝王經古点と唐招提寺本金光明最勝

王經白点について(斯道文庫報一九・二〇合併号)

稲垣瑞穂氏 唐招提寺本金光明最勝王經の白点(訓点語と訓点資料第

一輯)

唐招提寺本の引用文は稲垣氏の御調査に拠るところが多かつた。

(4) 築島裕氏 和訓の伝流(国語学八二輯 81-9P)

(5) 門前正彦氏 漢文訓読史上の一問題(訓点語と訓点資料第十一輯)

(6) 内尾久弥氏 「かし」終助詞―(「古典語現代語助詞動詞詳説」

六四六P)など参照。

(7) 小林芳規氏 漢文訓読史上の一問題―再読字の成立について(国語学十六輯)

鈴木一男氏 返読字の成立について(奈良学芸大学紀要三ノ三)

(8) 大坪併治氏 石山寺本法華義疏長保点(訓点語の研究)七五七P)

築島裕氏著「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究」(研究編 三六三P)

後記 本稿は、今春五月二十一日、天理大学に開催された第二十四回訓点語

学会において「金光明最勝王經の比較訓読について―巻六を中心に―」なる題目で発表したものに補訂を加へて成った。

謹んで訓点語学会正会員であらせられる中村幸彦先生に献呈いたします。